Hajime Oniki
6/16/2011

総務省「周波数オークションに関する懇談会」
「会合におけるヒアリングのために鬼木が提出した質問案」

- すでに大多数の先進国ではオークションが導入されている（OECD 加盟 34 国のうち 30 国、世界全体 195 国のうち計 53 国が導入済み（出典：本懇談会資料２－１））こと、すなわち日本の実情が海外の大勢とかけ離れた状態にあることについて意見、コメントがあれば伺いたい。その際、貴社の立場、加入者・視聴者等の立場、貴社所属の産業（たとえば通信事業者であれば通信産業、放送事業者であれば放送産業）の立場、情報通信（放送を含む）産業全体の立場、日本経済全体の立場など貴見の前提（があればそれ）を明示していただきたい。

- 米国では 1934 年通信法 310 条によって、米国籍を持たない外国人、外国法下の法人等による公衆通信・放送等目的の無線局免許取得を禁止し、また外国人株主を持つ（米国）法人等による同免許取得を制限している。この件について日本が、「米国人等による（日本の）免許取得について米国と同一の制限を課するが、米国側で制限を緩和すれば、日本側でも同一水準まで制限を緩和する。」旨の方針を採ることに対する貴見を伺いたい（不採用）。

- 仮にオークション落札額の「一部」が利用者料金に転嫁された場合でも、オークション落札額の「全体」が政府収入になる（懇談会資料２－１，Ⅲ.C(p.3)および同図 Ⅲ.C.1-3(図 p.5)）ので、その分で減税・国債償還あるいは政府財政支出の肩代わりができることから、消費者・国民全体で考えれば、利用者料金増大による負担増よりも、差し引きで減税等による負担減の方が大きいので、利用者料金への転嫁はオークション導入の反対理由にならないという考え方もあるが、この主張についての貴見を伺いたい。

- 電波は国民共有の資産だから、資産からの収益は国民全員の所得になるべきであり（民間事業者が国有地を営利目的に使用した場合、市場価格相当分の土地代を納入すべきことに類似する。）、これを実現するために周波数オークションを導入することが望ましいが、従来方式では、国民全体の所得が電波を利用する事業者に「贈与」される結果になっており、その是正が必要である、という考え方もあるが、この主張についての貴見を伺いたい。

- 海外調査における質問事項案（対象各国共通）

（1） 貴国における周波数オークション導入の際に、消費者・事業者等が表明した「オークション

oniki@alum.mit.edu
www.ab.auone-net.jp/~ieir/

導入に対する主要反対意見」を3～5個程度挙げてください。可能であれば、それぞれについて述べられた反対理由を付してください。

（2） 可能であれば、オークション導入後に上記それぞれの意見がどのように変化したか／しなかったかを御教示ください。記載例を下記に挙げておきますが、これ以外の記載も歓迎します。

A. 導入前と同じ反対意見が現在も続いている。

B. 導入前の意見が誤解・誤りであったことが明らかになり、反対は解消した。

C. 立場の差（利害関係など）に基づく反対意見であった。

D. その他。

（3） オークション導入後における「オークション制度を廃止して、以前の比較審査制度に戻すべきである」とする意見の有無・程度を御教示ください。また、なぜそのような結果になっているかについて、貴見あるいは貴国での多数意見を御教示ください。

oniki@alum.mit.edu
www.ab.auone-net.jp/~ieir/